

基準 5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

< 学士課程 >

観点 5 - 1 - 1 : 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され(例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。)教育課程が体系的に編成されているか。

【観点到る状況】

本学は、教員養成大学として、次の目的、目標を掲げている。

- ・ 学則第 16 条「学芸の理論とその応用とを教授研究し、高い知性と豊かな教養とを備えた人材、特に有能な教育者を育て、この地方に特色ある文化の向上を図る。」
- ・ 中期目標の基本目標「学校教育に関わる多様な資質と教育の現代的課題に答え得る教育実践力を備えた初等中等教育教員を養成するとともに、生涯学習社会における広い意味での教育者、国際化・環境・情報・芸術・文化等の教育の多様なニーズに対応する専門的職業人を育成する。」

これらを 4 年間のライフコース(資料 5 - 1 - 1 - A)に沿って達成するため教育学部として共通に「学部共通科目」、「自由科目」、「卒業論文」を課している。そして、学校教育教員養成課程においては、「学校教育基礎科目」、「教職科目」、「教科専門科目」、「教科又は教職に関する科目」、「専修専門科目」、「特殊教育に関する科目」を、総合教育課程においては、「課程共通科目」、「コース共通科目」、「専修専門」を各年次に配当し教育課程を編成している。所定の修学年数在学习し、各課程の卒業要件単位数(学校教育教員養成課程 134 単位、総合教育課程 128 単位)を修得した者に学士(教育)の学位を授与している(資料 5 - 1 - 1 - B、5 - 1 - 1 - C)。

教育課程の編成上、専門教育につながる教養教育の観点に立って、「学部共通科目」、「学校教育基礎科目」、「課程共通科目」、「コース共通科目」を教養教育として位置づけている。は学校教育教員養成課程と総合教育課程に共通した科目であり、教養科目 A 群、B 群、外国語科目、保健体育科目、「情報機器の操作」から構成され教養そのものの形成を目的とし、は、専門性を視野に入れた教養教育、は、総合教育課程を対象とした専門基礎教育と教養教育の側面を持たせている。

教養教育科目の実施形態は、教養科目 A、B 群は 1 ~ 4 回生の間で継続的に履修可能とし、他の学部共通科目は、1・2 回生、学校教育基礎科目及び課程共通科目は 1 回生での履修を中心に構成している。特に 1 回生の教養教育においては、ディベートを導入した「学校教育基礎ゼミナール」、課題学習を取り入れ自ら学び考える力を育てる「総合教育基礎論」、情報リテラシーの獲得を目指した「情報機器の操作」等に関連させ、導入教育科目として位置づけ、大学全体として現代的課題に対応する力の育成を行っている。後述の「総合演習」も、個別的な現代的課題に対応した授業と位置づけられている。

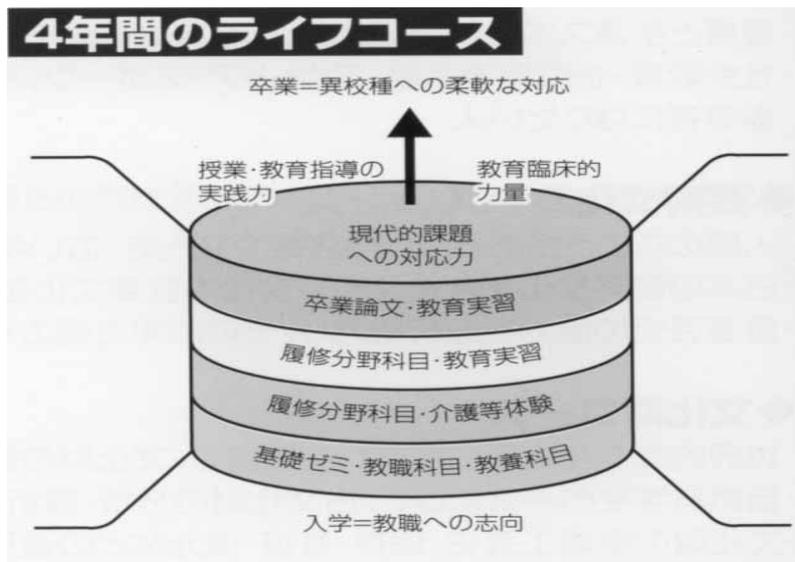
教養教育としての所要単位数は、学校教育教員養成課程で 28 単位、総合教育課程では 42 ~ 46 単位となっている(平成 11 ~ 17 年度)が、専門教育においても学際的・横断的な科目、社会的責任の意識・倫理性を考慮した科目等を有しており、教養教育と専門教育に深い関連性を持たせている(冊子 5 - 1 - 1 - 1)。

学校教育教員養成課程の専門教育科目は、「教職専門科目」、「教科専門科目」、「履修分野専門科目」、「教科又は教職科目」、「特殊教育専門科目」から成り立っている。編成上は、1 回生で入門的教職科目(「教育基礎論」「現代教師論」「教育心理学」等)を履修し、主に 2、3 回生で基礎的・実践的教職科目(「教科教育法」「教育相談」

「総合演習」等)や専修専門科目を履修し、教科・生徒指導力など基礎的教職能力、教材開発力など応用的教職能力、授業展開能力など実践的な教職能力、さらに専門分野の知識・思考力などを向上させる。その上で、3回生で教育実習(基本実習)を実施して実践力を向上させたうえ、4回生で卒業論文を作成し、総合的な教職能力や課題解決能力を向上させている。なお、学校教育教員養成課程においては、卒業要件単位を充足することにより、学生所属分野ごとに複数の教員免許状の取得要件を満たすよう編成を行い、異校種の領域にまたがる幅広い教員としての資質を身に付けることを意図している。この資質の養成を教育課程に反映させることを目的として、現在は、カリキュラム・フレームワーク(curriculum・framework)による資質基準と各授業科目の関連の調査・検討を行っている。

総合教育課程の専門教育科目は「専修専門科目」から成り立っており、各専修ごとの特色を活かして、教育の多様なニーズに対応する専門的職業人のための授業科目を配置している。これらの科目は、1回生入学時から専門的内容を学び、4年間にわたって段階的に履修する編成になっており、それぞれの専門における基礎的な知識を学んだ上で、より実践的・応用的な知識をフィールドでの体験等も交えて学び、課題に対する洞察力を養成することを目指している。卒業年次には専修ごとのテーマに沿って卒業研究を行ない、創造的な課題探究力を身につけ、論文を作成することとしている。また、卒業要件単位に加えて教職関連科目の履修を行うことで、教員免許状の取得も可能な編成を行っている(冊子5-1-1-2、5-1-1-3)。

資料5-1-1-A 教育課程編成の概念図



資料5 - 1 - 1 - B 学校教育教員養成課程 教育課程

区分		免許の種類				必要単位数
		小一種 中一種	幼一種 小一種	小一種 養学一種	中一種 養学一種	
学部共通科目	教 養 科 目	8~12				20
	外 国 語 科 目	4~6				
	保 健 体 育 科 目	2~4				
	情 報 機 器 の 操 作	2				
学校教育基礎科目	日 本 国 憲 法	2				8
	外 国 語 コミュニケーション	2				
	学 校 教 育 基 礎 ゼミナール	2				
	学 校 教 育 基 礎 ゼミナール	2				
教職専門科目	教職の意義等に関する科目	2	2	2	2	小一・中一-52 幼一・中一-66 小一・養学-46 中一・養学-32
	教育の基礎理論に関する科目	6	6	6	6	
	教育課程及び指導法に関する科目	30	42	26	12	
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	4	6	4	4	
	総 合 演 習	2	2	2	2	
	教 育 実 習	6	6	4	4	
	事前・事後指導	2	2	2	2	
教科専門科目	小学校教科科目 (幼稚園教科科目)	8	8	8		小一・中一-28 幼一・小一-8
	中学校教科科目	20			20	小一・養学-8 中一・養学-20
教科又は教職専門科目		10	10	10	10	10
専 修 専 門 科 目		10	10	10	10	10
特 殊 教 育 専 門 科 目				23	23	23
自 由 科 目			6	3	5	
卒 業 論 文		6	6	6	6	6

134

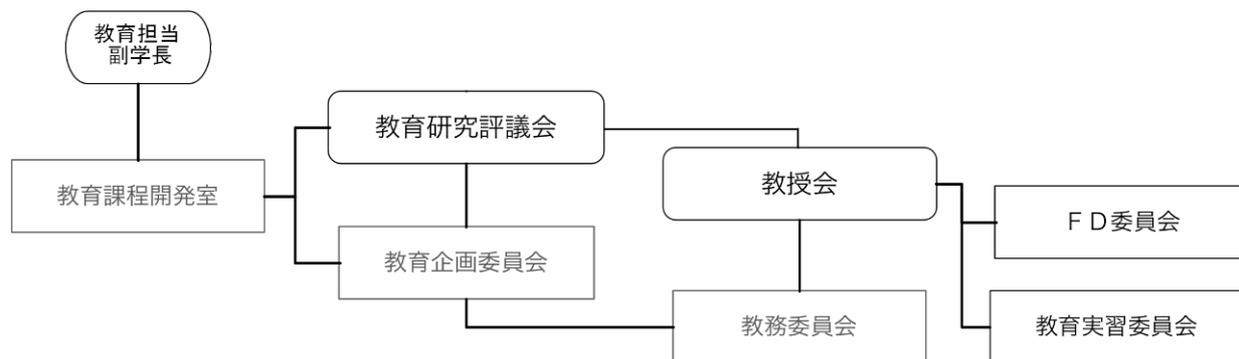
(注) 奈良教育大学履修規則第4条関係。 小一種、中一種、幼一種及び養学一種とは、小学校、中学校、幼稚園及び養護学校の第一種免許状を指す。

資料5 - 1 - 1 - C 総合教育課程 教育課程

区 分		必 要 単 位 数		
学部共通 科 目	教 養 科 目	8~12	20	
	外 国 語 科 目	4~6		
	保 健 体 育 科 目	2~4		
	情 報 機 器 の 操 作	2		
課 程 共 通 科 目	総 合 教 育 基 礎 論	2	6	
	総 合 教 育 基 礎 ゼ ミ ナ ー ル	2		
	総 合 教 育 基 礎 ゼ ミ ナ ー ル	2		
	教 育 基 礎 論	2	4 単 位 選 択	10
	教 育 心 理 学	2		
	教 育 社 会 学	2		
	総 合 フ ィ ー ル ド 演 習	2		
	日 本 国 憲 法	2		
	外 国 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	2		
コ ー ス 共 通 科 目	文化財・書道芸術コース	14	12~16	
	環境教育コース	16		
	科学情報コース	12		
専 修 専 門 科 目	文化財・書道芸術コース	68	66~70	
	環境教育コース	66		
	科学情報コース	70		
自 由 科 目		10	10	
卒 業 論 文		6	6	
			128	

教育課程の編成に関しては、教育研究評議会のもとに「教育企画委員会」、及び教授会のもとに「教務委員会」を置き、編成の在り方、授業内容・授業方法の改善等について、方針（教育企画委）と具体的事項（教務委）を審議している。また、「ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会」において授業改善のための組織的な取り組みを行うとともに、教育課程の改革・改善等の企画・立案を行うため、平成18年度には「教育課程開発室」（室長：教育担当副学長）を設置し、上述のカリキュラム・フレームワーク構築等の教育課程開発に取り組みつつある（資料5 - 1 - 1 - D）。なお、各教育課程は、履修の手引きに詳細を掲載し、ホームページ上でも解説を掲載しているほか、入学時のオリエンテーションにおいて履修モデルを提示し履修指導を行っている。

資料5 - 1 - 1 - D 教育課程関連の組織図



【分析結果とその根拠理由】

カリキュラムの全体は、学部共通科目、各課程の基礎的な科目と各課程ごとの専門科目に大別できる。両課程に共通して、専門教育につながる教養教育の観点から、1～4回生にわたって教養科目の履修を認めているほか、課題に取り組む姿勢を導入教育科目によって醸成する取組が行われている。学校教育教員養成課程においては、教育実践力を備えた教員養成を目指し、入門的な基礎科目から実践的科目更に専修専門科目、教育実習へと学修するよう編成されている。総合教育課程においては、基礎的教養を学ぶ一方、1回生入学時から専修専門科目を学修して、2回生以降の実践的、応用的な科目の履修へと継続するよう編成されている。

各教育課程は、履修の手引き、ホームページに掲載しているほか、入学時オリエンテーションにおいては履修モデルによる指導も実施されている。全体としては、授業科目を適切に配置し、教育課程の体系性も十分確保されているが、2回生時に履修が集中している傾向が見られる。

観点5 - 1 - 2： 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点到に係る状況】

教育課程編成の趣旨に沿い、教育学部における授業科目は、学校教育教員養成課程においては、「学部共通科目」、「学校教育基礎科目」、「専門科目（教職科目、教科専門科目、教科または教職に関する科目、専修専門科目、特殊教育に関する科目）」、「自由科目」及び「卒業論文」、総合教育課程においては、「学部共通科目」、「課程共通科目」、「コース共通科目」、「専修専門科目」、「自由科目」及び「卒業論文」としている。授業形態は、講義、演習、実験、実習、実技などである。

両課程に共通するのは、「学部共通科目」、「自由科目」及び「卒業論文」である。「学部共通科目」は「教養科目」、「外国語科目」、「保健体育科目」及び「情報機器の操作」からなり、幅広く、深い教養と総合的な判断力の養成、豊かな人間性の形成を目的としている。「教養科目」は、人文・社会科学系を主とするA群と自然科学・芸術系及び異文化理解教育・人権教育を主とするB群によりバランスのとれた開講を図り、履修に際しては各群から4単位以上、計8単位以上を修得させている。この履修と「外国語科目」における2カ国語以上の選択とあいまって、多様な価値観を培うとともに、これからの社会において求められる教養の修得を可能にしている。「保健体育科目」においては、基礎的な技能・知識の習得を図るとともに、健康教育の強化を企図している。「情報機器の操作」は、情報化社会への対応に不可欠な情報機器の操作の基礎を学ばせるものである。

「自由科目」は、本学で開講されている授業科目から自由に履修、修得することができるもので、専門性をよ

り深める、あるいは異分野の学問に触れるなど、学生の関心に応じた多様な学びを可能にしている。

学校教育教員養成課程における「学校教育基礎科目」は、「日本国憲法」、「外国語コミュニケーション」、「学校教育基礎ゼミナールⅠ・Ⅱ」からなる。「学校教育基礎ゼミナールⅠ」においては、学校教育における有効な教育方法の一つであるディベートを主体とした授業により、課題発見、調査研究、立論、発表、討議などの総合的な力量形成を企図している。Ⅱでは、各コースごとに専門教員がオムニバス方式で授業を行い、専門分野のみに限らず、関係分野にも幅広く目を向けることのできる教員としての資質の養成を企図している。「専門科目」は、教科に関する学術的知識と理解力、子どもの発達と学習に関する基礎的知識の習得を目的として、教育職員免許法及び関連法規に則り、各種教育職員免許取得に必要な授業を開講している。

総合教育課程における「課程共通科目」は、「総合教育基礎論」、「総合教育基礎ゼミナールⅠ・Ⅱ」、「教育基礎論Ⅰ・Ⅱ」、「教育心理学Ⅰ」、「教育社会学Ⅰ」、「総合フィールド演習」、「日本国憲法」、「外国語コミュニケーション」からなる。「総合教育基礎論」は、今日的マクロの問題と関わらせた「総合教育」の課題と獲得すべき能力の探求を目的に、総合教育課程の全学生を対象に行われる、各コース内専修の教員によるオムニバス方式の授業である。「総合教育基礎ゼミナール」は、ゼミナール形式により、自ら学ぶ方法を習得し、自ら考える力を育てることを目的に、それに不可欠なプレゼンテーション能力とコミュニケーション能力を育成し、総合教育課程における学習と研究活動及び卒業後の社会生活にも資することを期している。「総合フィールド演習」は、実践的・技術的・広域的・応用的フィールド性を備えた授業により、各コース・各専修の専門性を高めることを企図したものである。「コース共通科目」は各コースでの学びに不可欠な共通の専門的基礎の修得を目的とし、その上に、各専修ごとの専門性を深める「専修専門科目」を開講している。

以上の授業を履修した上で、それらを通じて修得した知識、技能、力量をふまえるとともに、それらの集大成を目的として「卒業論文」を課している（冊子5-1-1-2、5-1-2-1、5-1-2-2）。

【分析結果とその根拠理由】

「学部共通科目」については、教育の目的に照応する相応内容の授業科目が開講されている。専門に関する科目についても、学校教育教員養成課程における「学校教育基礎科目」、総合教育課程における「課程共通科目」、「コース共通科目」において、基礎を培うべく、各課程の特性に叶った内容の科目が開講されている。その上に立って、学校教育教員養成課程における「専門科目」、総合教育課程における「専修専門科目」と、それぞれの専門性を深める科目が幅広く開講されている。

これらのことから、授業の構成・内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断できる。

観点5-1-3： 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものであるとなっているか。

【観点到係る状況】

本学は教育大学であり、教育系、理科系、文科系及び芸体系と多くの専門分野の教員で構成されている。教員・教育者を養成するとの目的より、その分野でも、教員自らの研究のプロセス・成果と担当授業との関連性は深く考慮されている。授業での教育効果の向上を目指し、研究成果導入による学問・創造的活動への関心を喚起、基礎的概念の育成等が図られている。成果の図表や写真、あるいはビデオ・DVD などによる教材の利用が多く見られる。「教材研究」という表現にあるように、それぞれの研究成果をどのように授業に環流するのが大事な研究

テーマになっている。

【分析結果とその根拠理由】

各教員での教育・研究の接点は、学内の刊行物やホームページの教員一覧 (<http://www.nara-edu.ac.jp/person.htm>) で見ることができる。授業への研究成果の環流による質の向上と成果が教育的基盤で醸成され、さらなる研究の発展を促す輪廻が形成されている。

観点 5 - 1 - 4 : 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、編入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

【観点に係る状況】

学生の多様なニーズ等を学生生活実態調査、卒業生アンケート調査等で把握し、資料 5 - 1 - 1 - D の各委員会で検討の上、現行の教育課程編成を維持しつつ、可能なものについては、カリキュラム変更等の対応を行っている。学校教育教員養成課程と総合教育課程の 2 つの課程間では、それぞれの自由科目として他の課程の授業科目の履修を認めているほか、入学後のミスマッチによる所属課程変更の希望に応えるため、平成 17 年度からは、課程間の転籍を認める制度を導入した。

また、社会教育主事、学校図書館司書、学芸員、スポーツ指導員、認定心理士など教育に関連する各種資格の取得についても、一部の資格を除いて、両方の課程の学生が資格を取得できるよう門戸を広げている。他大学との単位互換制度としては、京都教育大学、大阪教育大学、兵庫教育大学及び本学の近畿地区四教育大学の間で、学部教育の相互の充実を図るために単位互換協定を締結している（別添資料 5 - 1 - 4 - 1、5 - 1 - 4 - 2）、また、奈良県内大学間の単位互換協定により奈良県立大学、帝塚山大学、天理大学、奈良大学、奈良産業大学とも単位互換を行っている（別添資料 5 - 1 - 4 - 3、5 - 1 - 4 - 4）、これによって修得した単位は原則として「自由科目」として認定される。

地域との連携、学生のボランティア活動等の学校派遣事業を推進する取組みとしては、奈良県はもとより近隣の教育委員会等と協定を結び、各活動を推進しており、現在、このような活動の単位化に向けての検討を行っている（資料 5 - 1 - 4 - A）。

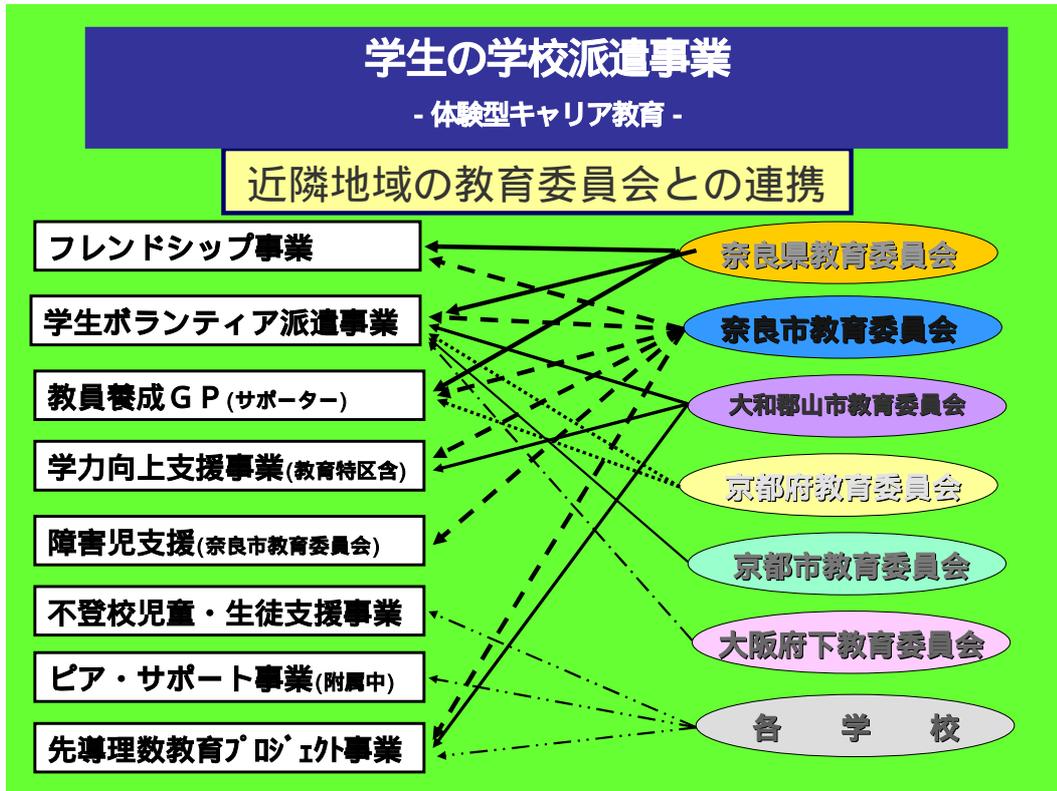
なお、企業へのインターンシップを授業内容に取り込んで単位化している科目もあるが、個別のインターンシップ活動を全学的に単位認定するには至っていない。

編入学制度としては、総合教育課程の科学情報コースの物質科学専修において 3 年次編入枠を設けており、毎年、編入学生を入学させている。

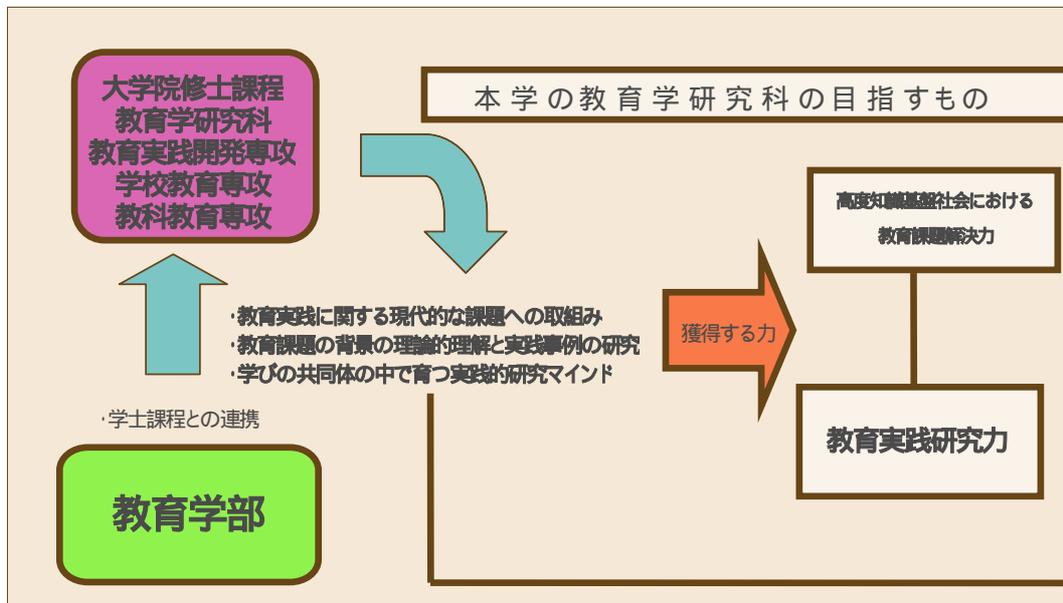
学生進路に関連し、大学院修士課程との連携については学部教育で得られた知識を基礎としつつ、より実践的な取組みを研究し、教育実践研究力と教育課題解決能力を獲得ならしめる大学院として教育学研究科に 3 つの専攻を設置しており、入学後の院生の教員免許状取得に配慮して学部授業科目の履修制度を設けている（資料 5 - 1 - 4 - B）。大学院においても、奈良女子大学との学生交流協定、近畿地区 5 大学単位互換に関する協定による単位互換も実施している（別添資料 5 - 1 - 4 - 5、5 - 1 - 4 - 6、5 - 1 - 4 - 7）。

このほか、生涯教育に関する社会的要請に応えるものとしては、平成 16 年度から「オープンクラス」として一般社会人に学部授業科目の履修を認める制度が実施されている。

資料5 - 1 - 4 - A



資料5 - 1 - 4 - B



【分析結果とその根拠理由】

学生へのアンケート調査結果や地域社会との連携協力及び教員養成に対する社会の要請に対応するために、教育課程編成の工夫がなされおり、多様な取り組みが行われている。学生の幅広い履修の点からは、学士課程では、学校教育教員養成課程と総合教育課程間において、自由科目や資格取得のための科目として他の課程の開設科目

の履修が認められている。また、近畿地区の4教育大学及び奈良県内の6大学との単位互換の推進により他大学の科目を履修することを制度化している。修士課程では、院生の教員免許状取得ニーズに応えるため、学部授業科目の履修を制度化しているほか、奈良女子大学との学生交流に関する協定、近畿地区5大学単位互換に関する協定による大学院間の単位互換が実施されている。また、地域との連携を深めつつ学生の教育実践に資する取組として、フレンドシップ事業、学生ボランティア派遣事業など近隣の教育委員会、学校との協力により多様な形態での学生派遣を可能としている。

社会の要請に応える観点からは、総合教育課程の物質科学専修で実施されている編入学を他の専修等でも実施することの検討が望まれる（欠員が生じた場合や教育指導上受入可能な範囲で）。また、一般企業へのインターンシップ活動を教育課程内に位置づけることも考えられる。生涯学習のニーズに応えるため、学部授業科目をオープンクラスとして社会人に履修させている点は特徴ある取組みである。

観点5 - 1 - 5 : 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点到に係る状況】

学生の主体的な学習を促し、十分な学習時間を確保することを目的に、学生が1年間に履修登録できる単位の合計は、集中講義科目並びに教育実習及び卒業論文等の単位を含め、原則として50単位までとする履修登録の上限設定を実施している（資料5 - 1 - 5）。

資料5 - 1 - 5 奈良教育大学履修規則（第13条）

（履修登録できる単位数の制限）

第13条 学生が1年間に履修登録できる単位数の合計は、集中講義科目並びに教育実習及び卒業論文等の単位数を含め、原則として50単位までとする。

また、「秀・優・良・可・不可」で評価された学生の成績を「4・3・2・1・0」とするGrade Pointを与え、各授業科目の登録数を考慮して1年間の成績平均Grade Point Averageを算出し、このGPAが「3.0以上」の者については、履修登録上限の50単位の範囲内で、6単位まで翌年度開講の授業科目の先取り履修を認めている（別添資料5 - 1 - 5）。

学生の授業時間外の学習を支援するため、学生が自由に教員研究室を訪ね、授業科目等に関する質問、学生生活全般・進路に関する相談を行う時間として、全教員があらかじめ特定の時間帯を設定するオフィスアワーを設けている。そこでの相談に加えて、教員が授業・校務等以外の可能な時間帯で日常的に学生の指導に当たっていることはいうまでもない。また、図書館の開館時間を平日は9時から20時とし、授業のない土曜日についても10時から17時まで開館して、学生の勉学の利用に供している。

学生の各学期ごとの成績を指導・担当教員に配布し、学生の組織的な履修のための指導の一助としている。

（冊子5 - 1 - 5）

【分析結果とその根拠理由】

履修科目登録の上限設定、GPA制度の実施、授業時間外の学習機会の確保、組織的な履修指導など、学生の主体的な学習を促し、十分な学習時間を確保するような工夫がなされていると判断できる。

観点 5 - 1 - 6 : 夜間において授業を実施している課程(夜間学部や昼夜開講制(夜間主コース))を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

【観点に係る状況】

(該当なし)

【分析結果とその根拠理由】

観点 5 - 2 - 1 : 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。)

【観点に係る状況】

各科目の授業形態については、教員免許法に沿って本学で策定された学則によって定められた単位の規準に基づいている。その上で、教育の目的を踏まえて各コース・専修の各分野の特性に応じた編成をとっており、授業形態のバランスにも配慮している(冊子 5 - 1 - 1 - 2)。

たとえば「専門教育科目」についての平成 17 年度学部全開講授業数 1,070 コマのうち、講義が 639 コマ(59.7%)、演習が 234 コマ(21.9%)、実験・実習が 28 コマ(2.6%)、実習が 52 コマ(4.9%)、実技が 117 コマ(10.9%)である。なお、このうち少人数授業(10名以下)の実施割合は 349 コマで 32.6%である。

学習指導法の工夫として、各専修において特色ある授業を行なっている。特に、世界遺産に関係した「文化財材料論」(文化財・書道芸術コース共通科目)、「地学巡検」などのフィールドワーク野外実習(自然誌専修)、高大接続をにらんだ基礎数学(数学教育専修)、学内で定期的に発表会を催しているダンス(保健体育専修)など本学独自の授業を展開している。また、英語ボランティアガイド等の小中高での英語活用実践に関する授業(英語教育専修)も特筆できる。

また、演習・実験・実習・実技科目等における TA を活用した授業は 54 コマ(5.0%)となっている。本学は、学校教育教員養成課程で前期に学校教育基礎ゼミナール I において課程全体でディベート・レッスン授業を実践、後期に学校教育基礎ゼミナール II として各コースに別れ横断的な授業を展開している。また、総合教育課程で前期に総合教育基礎論として課程全体で総合的な授業内容を取り入れている。これは、「現代的課題に対応する導入科目群の展開」として文部科学省特色 GP として評価を受けた試みであり、平成 18 年度がその完成年度にあたる。

また、一連の先導理数教育 I、先導理数教育 II、先導理数教育 III、先導理数教育 IV といった理数科キャリア教育を視野にいれた体験型プロジェクト授業(「新世代を先導する理数科教員養成プログラム」に関する授業)も展開されており、学生の理数科教育への関心を喚起している。また、教員養成 GP プログラムにより展開されている実践として、ハイデルベルク方式の指導プログラムと指導者養成システムを融合し、日本の実情に合わせて取り入れた「子どもスポーツ指導プログラムの国際化推進」は、カリキュラム外であるが、特色ある実践である(保健体育講座)。

カリキュラム上の授業における学習指導法の工夫の実態を把握するために、現在、調査を実施している。特に、後期に学校教育基礎ゼミナール II では、平成 15 年度に FD 委員会においてその実態について調査を行なった（冊子 5 - 2 - 1）。

【分析結果とその根拠理由】

学校教員の養成においては、理数科系や美術・体育系など専攻や科目によって、実験・実習や実技が非常に重要な位置を占めており、全体として、各種形態の授業を適正なバランスで組み合わせている。また、理数生活科学コース・環境コース・科学情報教育コースにおいて、一連の先導理数教育 I～IV などの授業が開設されており、特色あるプロジェクト授業が行なわれている。さらに、各コース・専修の特色を生かした学習指導法の工夫を行っている」と判断できる。

観点 5 - 2 - 2 : 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

各授業料日の概要や授業計画、また授業方法、評価方法、参考資料等について学生に周知し、学生の授業選択を円滑に進めることを支援すると同時に、授業における学生の主体的な学習を促すために、全学的なシラバスを作成している（冊子 5 - 1 - 2 - 1）。

シラバス作成のため、毎年未までに次年度分のシラバスのホームページ上の入力を各教員に呼びかけている。その内容項目は、「時間割番号」「科目区分」「単位数」「授業科目名」「開講期」「曜日」「時限」「授業科目名」「担当教員名」「該当する年次」「目的（300 字程度）」「授業計画（内容と方法）（800 字程度）」「テキスト・参考文献・教材等（200 字程度）」「評価方法（200 字程度）」「メッセージ等（200 字程度）」から成り立っており、1 科目あたり概ね A4 用紙 1 枚程度の原稿量である（別添資料 5 - 2 - 2）。

シラバスはウェブ版を基本として作成し、ホームページで学内外に公開している。シラバス検索のホームページでは、授業科目名や教員名、授業科目区分などに加えて、授業内容に含まれるキーワードから検索することが可能になっている（「学部シラバス（授業計画）及び授業時間割の検索システムの操作方法について」<http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/KYOUJUMU/syllabus.htm>）。学生は学内に設置されたオープン端末や自宅の端末等でこれを参照する。なお、コンピュータにアクセスしにくい学生等のために、印刷物としても提供しており、教務課や附属図書館において学生の閲覧に供している。

シラバス公開状況については、平成 17 年度全開講科目 1,070 コマのうち 923 コマの授業で公開しており、その割合は 86.3 %になる（概算である。シラバス作成状況は学務情報システムデータより算出した）。

学生への授業評価アンケートでは、第 6 項目に次の項目を設けてシラバスの活用度を授業毎に調査している。

第 6 項目：「授業計画（シラバス）を読んで授業の全体像を把握して授業に臨みましたか？（4 者択一）」

授業評価アンケートは学内に公開されており、それを教員がウェブ上で閲覧することによって、次年度のシラバス・授業の改善の材料となるように配慮している。平成 18 年度は学部の再編があり、平成 17 年度以前の入学者に対して新旧授業対応表を作成し、学生の履修に関してスムーズな移行に配慮した（冊子 5 - 2 - 2）。

【分析結果とその根拠理由】

ウェブ版のシラバスは、検索機能も充実しており、必要な授業を的確に探し出すことができる。各授業に対する記載量も適切であり、学生の授業選択に十分役立っている。法人化への移行における組織改編や非常勤講師採用原則の変更等、授業環境の変化が数多く発生する中で、平成 16 年度シラバスの公開割合が 77.3 %と、前年度の 79.6 %から減少しているが、早急に改善する必要がある（以上の数値は概算である）。

また、学生のシラバス活用度についても、全学的な調査と改善の体制が必要と判断される。

観点 5 - 2 - 3 : 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

学生の自主学習のための配慮としては、各講座・センターの教員による取組みを中心として行っており、コース・専修単位でその試みは見られる。また、オフィスアワーが開設されており、学生への個別の対応について配慮がされている。

具体的な内容としては、自習室の設置、研究室などの開放、研究室図書の出借、自主ゼミなどの活動促進、課題に対するメールでの対話、自主学習教材の購入と貸出、実験器具・楽器・情報機器の貸出、ホームページを使った復習、空き教室での自主作品製作の促進など、各コース・専修にふさわしい多様な手段を用いている。

例えば、学校教育教員養成課程数学教育専修・総合教育課程科学情報コース（コース共通科目、情報数理専修・物質科学専修）では、授業科目「基礎数学（解析）」、「基礎数学（代数）」を開設しており、前回の指導要領改訂における学校教育履修内容 3 割減に対応している。本学では、授業科目として 1 回生前後に「情報機器の操作」が必修科目として全学に計 4 科目開講されており、情報機器操作に慣れない学生にも配慮している。

また、附属図書館は、本学における自主学習支援のための最も重要な施設であるが、平日は閲覧室 9 時 00 分から 21 時 00 分（土曜日は 10 時 00 分から 17 時 00 分）まで パソコン室 9 時 00 分から 20 時 30 分（土曜日は 10 時 00 分から 16 時 30 分）まで開館している（参考 URL: <http://www.nara-edu.ac.jp/LIB/libriyo.htm>）。

更に、本大学では、学生オフィス（R11-108）・情報サテライト室（R11-107）を設けており、本学開講時から閉校時まで学生が自由に勉学に専念できる環境を整備している。

なお、本学卒業要件を満たす授業カリキュラム以外での試みの例として、小学校教員養成課程の 4 回生（教員採用試験合格者）向けの音楽実技直前模擬試験（平成 18 年 7 月 14 日（金））、教員採用試験（直前対策）（平成 18 年 7 月 5 日（水））、教採対策講座（社会科関連）（平成 18 年 6 月 26 日（月）、7 月 3 日（月））、教採（小学校）受験者対象実技支援プログラム（図画工作・平成 18 年 6 月 2 日（金）、平成 18 年 6 月 30 日（金）、ダンス・平成 18 年 6 月 21 日（水）、平成 18 年 7 月 12 日（水）、音楽実技、音楽科筆記・平成 18 年 5 月 31 日（水）、平成 18 年 6 月 21 日（水）、鉄棒、マット、跳び箱・平成 18 年 5 月 29 日（月）、6 月 1 日（木）、2 日（金）、5 日（月）、8 日（木）、9 日（金））などの本学独自の教員採用試験対策講座を実施している。さらに、外部講師を招いての教員採用試験対策講座や演習形式での模擬面接、各都道府県の教員採用試験の受験説明会を多数実施している（別添資料 5 - 2 - 3）。

【分析結果とその根拠理由】

自主学習への配慮や、基礎学力不足学生への配慮が各講座や教員のレベルで行われている。全学的な取り組みとしての附属図書館の利用時間の設定は、自主学習への配慮として十分な水準である。また、高大接続の観点で

各専修・各コース単位での学力不足学生への配慮を行なっているところもある。授業カリキュラム以外での試みの例として、上記で掲げたように、独自の教員採用試験対策講座を多数実施している。

一方で、教育学部特有の多岐にわたる専門性により、「基礎」のとらえ方が多様で、全学的な取組が困難である。それでも、教育課程の中で全学的に展開するためには、まず、学生の基礎学力の実態に関する組織的な調査が必要であり、それを踏まえた上での構想が必要である。特色 GP「現代的課題に対応する導入科目群の展開」は本年度完成年度に当たる。その授業科目群「学校教育基礎ゼミナールⅠ、Ⅱ」「総合教育基礎論」「情報機器操作」等の授業が今後、基礎学力不足学生への対応授業となりうるかの検討も必要である。

観点 5 - 2 - 4 : 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

（該当なし）

【分析結果とその根拠理由】

観点 5 - 3 - 1 : 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

【観点に係る状況】

成績評価基準は履修規則第 17 条に策定しており（資料 5 - 3 - 1 - 1 ）、「履修の手引」に、「5 成績と単位の認定」の「1）成績の評価基準」として、秀・優・良・可・（認定）・不可の評価とその成績証明書への表示が示されている（冊子 5 - 1 - 1 - 2 : p.10）。教育の目的に応じた成績評価基準は、出席、レポート、作品、試験成績等について各授業科目のシラバスに記載されている（冊子 5 - 1 - 2 - 1）。シラバスは Web 上ですべての学生が見ることができる。

卒業認定基準は学則第 70 条及び第 74 条に策定しており（資料 5 - 3 - 1 - 2 ）、「履修の手引」に、「8 卒業」の「1）卒業の要件・認定」として示されている（冊子 5 - 1 - 1 - 2 : p.13）。この「履修の手引」は、全学生に配布されている。

資料 5 - 3 - 1 - 1 奈良教育大学履修規則（第 17 条）

（成績評価等）

第 17 条 成績評価は、秀、優、良、可及び不可の 5 段階の評語をもつて表し、秀、優、良及び可を合格とし、単位を認定する。

資料5 - 3 - 1 - 2 国立大学法人奈良教育大学学則（第70条、第74条）

（卒業に必要な単位数）

第70条 卒業に必要な単位数は、学校教育教員養成課程にあつては134単位以上、総合教育課程にあつては128単位以上とする。

2 履修及び卒業論文に関し、必要な事項は、別に定める。

（卒業の認定）

第74条 学部に4年以上在学し、第70条に定める単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準（履修規則第17条）や卒業認定基準（学則第70条「卒業に必要な単位」、第74条「卒業の認定」）は、いずれも大学が組織として策定し、履修の手引きの冊子やガイダンスを通じて学生に周知している。また、個々の「教育の目的に応じた」各具体的基準は担当の教員が作成するシラバスに示されている。

観点5 - 3 - 2： 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

【観点到に係る状況】

成績評価は、各科目ともシラバスに記載された基準に従って実施している。講義・演習・実験・実技等の授業の内容に応じて多様な評価方法が取られ、試験、出席、レポート提出等それぞれの方法で適切に評価されている。

また、同一科目を複数の教員で担当する場合は、教員間で評価の差が出ないように調整を図っている。卒業判定として、資料5 - 1 - 1 - Bの学校教育教員養成課程及び資料5 - 1 - 1 - Cの総合教育課程それぞれの必要単位数を満たしているかが基準となり教授会の議に付されている。この中で、特に6単位の卒業論文に関しては、指導教員と関連教員による合議による厳正な合否判定を行っている（卒業論文規則第7条第1項「卒業論文の評価は、指導教員が関係教員と合議のうえ行う。」）。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価は、基準に沿って5段階で行われており、シラバス下段に示された成績の評価方法に従って適切に行われている。明確に提示された履修すべき科目・取得すべき単位数を満たした学生について教授会で卒業の可否の判定が下される。以上のように、成績評価基準や卒業判定基準に従って、成績評価、単位認定及び卒業判定が適切に行われていると判断できる。

観点5 - 3 - 3： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点到に係る状況】

学生が、成績を通知された後、自分の成績について異議がある場合には、大学として次の2つの方式で対処している。ひとつは、学生が授業担当教員に直接申し出る場合であつて、授業担当教員は、学生の申し出に基づき、速やかに成績を確認し、その結果を学生に伝える。もうひとつは、学生が教務課窓口へ来る場合であるが、その際には、教務課から学生の申し出により授業担当教員にシラバスの成績評価項目の記載などを含めて照会し、そ

の結果を速やかに学生に通知している。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価に対して、学生からの異議や苦情申し立ては、もしも授業担当教員で適切な対応がなされない場合でも、教務課でそのようなクレームを受け付け、該当の教員に取り次ぐということもある。以上のように、成績評価の正確さを担保する措置として、成績評価に対する学生からの異議申し立てを受け付けて対応する体制を敷いている。

<大学院課程>

観点 5 - 4 - 1 : 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

【観点に係る状況】

教育課程は、「大学院学生便覧」に記されているとおり、「研究科共通科目」、「専攻共通科目」、「専修専門科目」、「自由選択科目」、「課題研究」により構成されている（冊子 1 - 1 - 1 - 2 : pp.43-44）。これらは、本課程の「広く教育関係諸科学を研究し、教育実践に関する科学的研究を深めることによって、豊かな人間性と高度の専門的教養を備え、教育の理論と実践に関する優れた能力を有する教員及び教育者を養成する」と定めた学則上の目的に合致するものである。

「研究科共通科目」では、高度専門職業人に必要な専門性を目指し、学校教育の今日的課題を捉え、また各学生の研究課題と関連づけられるような内容を広い分野にわたり提供している。「研究科共通科目」は、研究科院生全員必修（1年次前期、2単位）である。「専攻共通科目」では、各専攻内の各専修を横断する内容を取り上げ、より広い視座から研究を進めるうえでの知識と研究方法の習得を図っている。「専攻共通科目」は、所属専攻学生必修（1年次前期、2単位）である。「専修専門科目」では、各専修内容を支える各学問の先端的な内容を体系的に提供しつつ、常に理論と実践を往還できるように配慮している（16単位以上）。「自由選択科目」は、学生の興味・関心に応じて履修するものである（6単位以上）。「課題研究」は4単位。

【分析結果とその根拠理由】

教育課程は、研究科の教育目的を達成するため、「研究科共通科目」、「専攻共通科目」、「専修専門科目」、「自由選択科目」、「課題研究」が、学生の研究活動の進展に即して積み上げ的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待に応えるものになっている。

観点 5 - 4 - 2 : 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点に係る状況】

大学院の授業内容は、教育課程の編成の趣旨に沿って構成されている（冊子 1 - 1 - 1 - 2 : pp.111-）

【分析結果とその根拠理由】

教育学研究科「大学院学生便覧」に示された各授業科目の講義概要と各専攻・各専修の教育課程の目的をシラバスをもとに比較検討したところ、各授業科目の内容は、教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっている。

観点 5 - 4 - 3 : 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものであるか。

【観点到に係る状況】

大学院での授業では、教員自らの研究成果を紹介し、研究の目的・課程・得られた成果の意義を院生に理解させるよう図られている。教育実践研究の成果を授業に取り入れること、及び実践研究の場での体験を通じての院生の課題意識の高揚に努められている。教育学研究科での授業として、示される研究成果が将来の教員・教育者となる院生に対してどのような意義を持つかが配慮されている。

【分析結果とその根拠理由】

教育大学では、元来、教育と研究は不可分でなければならない。本学では、実践研究、教材開発等のキーワードで表現されるように、不可分性を保っている。特に大学院では、研究テーマ自体が教育を扱う事例が多く、必然的に授業に研究成果が導入されている。教育と研究の接点は、教材として教育に環流された研究の利用成果が更に新たな研究活動を喚起するという輪廻にもある。

観点 5 - 4 - 4 : 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点到に係る状況】

単位の実質化への配慮としては、年度始めの履修ガイダンスや各教員によるオフィスアワー等を利用した履修指導、授業時間外の学習を奨励する課題の提示等がある。多人数授業においては複数教員による対応や、少人数授業においては演習形式による授業展開を進めるなど、個々の授業科目のレベルで単位の実質化につながるような配慮を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

担当教員を通じて、個別に科目の選択、履修及び研究について、適切な指導が行われ、実質的な科目内容の理解と修得が促進されている。

観点 5 - 4 - 5 : 夜間において授業を実施している課程(夜間大学院や教育方法の特例)を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

【観点到に係る状況】

夜間コースの院生のために、月曜日から金曜日の夜に、各2時限(1時限目は18時00分~19時30分、2時

限は 19 時 40 分～21 時 10 分)の授業を開講している。また、夜間主コースの学生は、昼間主コースの授業、休業期間の集中講義を受けることができる。

【分析結果とその根拠理由】

夜間コースに在籍している院生のために適切な時間割を設定している。昼間コースにおいても、大学院設置基準第 14 条による教育方法の特例を設け、適切な時間割を設定していると判断できる。

観点 5 - 5 - 1 : 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。)

【観点到係る状況】

本学の大学院の授業は、ほぼすべてが少人数の授業であり、それぞれ学習指導の工夫の上、適切に実施されている。その実施形態等については実施する教員の裁量に委ねられており、配布プリントを題材とした対話型授業や新しい教材による授業実践につながる授業が展開されている。

【分析結果とその根拠理由】

参考にできる資料として、大学院講義のシラバスと大学院に関する種々の規定等がある(冊子 1 - 1 - 1 - 2)、大学院独自の資料として講義の実施指針や方針、その評価手法などについて定めたものはないが、これらの資料より教育学研究科の目的に沿った適切な学習指導の工夫が凝らされている。

観点 5 - 5 - 2 : 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点到係る状況】

「大学院学生便覧」において、教育学研究科の目的・趣旨を前文として、授業科目一覧とともに、それらの授業科目のシラバスが掲載されている(冊子 1 - 1 - 1 - 2)。教育課程での各授業科目の位置付け・意義が明確に示されている。シラバスでは、専攻・専修・分野と担当教員名、授業の目的と内容、授業計画、用いるテキストや教材、評価方法、メッセージ(コメント)の欄で構成されている。このレイアウト・記載内容によって、院生は履修計画を立てる。

【分析結果とその根拠理由】

シラバスは、上述の統一されたレイアウトに従い、院生の履修計画上の必要な事項を記載している。なお、授業計画の欄の各週ごとの授業内容の記載で具体性がやや乏しいものが散見される等、多少の改善の余地があるが、おおむね教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、十分に院生に活用されていると判断できる。

観点 5 - 5 - 3 : 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【観点到係る状況】

（該当なし）

【分析結果とその根拠理由】

観点 5 - 6 - 1 : 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

【観点到係る状況】

(1) 大学院教育の目的について

奈良教育大学大学院においては、専門領域の研究を基盤として、広い視野と豊かな人間性の上に高度の専門的教養を備え、教育の理論と実践が統合された専門能力を有する人材を養成することと目的としている。

(2) 教育課程編成にあたって

教育課程編成にあたっては、上記目的に従い、以下の点を踏まえた教育を展開中である。

- ア．教育実践を視野に入れた、より高度な専門性を有する教育者の養成を目指す。
- イ．教育の現代的な課題に対応する。
- ウ．教科横断的な教育内容を構想する。
- エ．研究方法の獲得
- オ．体験による課題意識の先鋭化（フィールド授業や参加型授業の展開）
- カ．地域の教育に貢献する。

(3) 「共通科目」と「研究方法論」の開講

上記の教育課程の趣旨を実現するため、カリキュラムとして、教育学研究科所属の大学院生に共通に必要なとされる基礎的な知識と研究力量をつけるための「研究科共通科目」、教育フィールドで実践に依拠した研究を行うための「専攻共通科目」を開設している。

「研究科共通科目」は、入学直後の全修士1回生を対象とし、教育の今日的課題を捉え、授業担当教員自らの研究課題と関連づけた内容を広い分野にわたり提供する。学長の特別講義に始まり、現代生涯社会における先端的課題を講じる外部特別講師を招くとともに、全専攻をあげての講師陣によるIT方式を採ることで、全学的な叡知を結集して提供している。ちなみに平成16～17年度は「現代における学校教育の課題」と題して展開された。院生はこの授業で、専攻を超えた学習仲間を得、院生集団としての学びの共同体の素地が形成されている。

また「専攻共通科目」として、「学校教育研究方法論」「総合学習特別研究」「子ども理解特論」「授業研究方法論」を展開中で、これらの授業は院生に研究方法に関する知識と実際を学ばせる貴重な機会となっている。

こうした教育課程によって院生は教育の現代的課題を自覚し、仲間を得て教育課題に研究的に向かうことができる。ストレートマスターはもとより、社会人院生と留学生にとってこの体制の成果がとりわけ顕著である。

(4) 研究指導について

課題研究(4単位)

研究指導については、「課題研究」(4単位)を課して毎週の時間割に位置づけ、責任ある指導を行っている。

複数教員による指導

「課題研究」による毎週の研究指導とともに、複数教員による研究指導を行っている。学位論文審査及び最終試験の実施に際しては、「研究指導教員を含め3名以上をもって構成する審査委員会を設置」することされ、審査に至る過程において複数教員による指導が行われる。同様に審査結果も3名以上の教員の合意を経て文書でもって教授会の判定の議に付され、さらに学長に報告される(別添資料5-6-1-1)。

テーマ発表会、中間発表会、最終発表会の実施

研究指導の特筆すべき点として、本学大学院では従来よりテーマ発表会、中間発表会及び最終発表会等、修士論文作成の節目において集団的な研究指導の機会を設定している。実施形態は専攻・専修によって異なるが、この指導の方式が院生個々の問題意識の深化を生み、また教員が共同で行う指導の質を高めている(別添資料5-6-1-2)。

(5) その他、教育課程の趣旨に沿った研究指導を推進するための規則ならびに試みとして以下のものが挙げられる。

中間修了制度

研究指導を懇切丁寧に行うために、院生の個々の事情に応じた中間修了制度を設けている。これは研究指導教員による指導上の見通しと、「3名以上」と規定される複数の教員の合意のもとで決定され、院生の研究活動を完成に導く(別添資料5-6-1-3)。

転専攻・転専修

研究指導を懇切に行うためのもう一つの制度として転専攻・転専修制度を設けている。これは、院生の研究計画の変更に柔軟に対応するため、また(稀ではあるが)研究指導上の問題を解決するために、院生にやり直しの機会を保障する制度である。この制度は平成18年より発足、これまでに3件に適用された(別添資料5-6-1-4)。

附属学校園との連携

フィールド研究の充実を図るために、年度始めに附属学校園での授業研究等についての希望調査を実施している。このことにより、附属学校園側においても院生を迎える予測を含んだ教育計画を立てることができる(別添資料5-6-1-5)。

体験による課題意識の先鋭化と地域貢献

各種フィールドならびに教育実践フィールドを提供し、そこで体験した経験や焦点化された研究課題について精力的な発表をおこなっている。主なものとして、

- ア．院生が学部生のリーダー(メンター)として連携校で教育体験をする学校フィールド体験(平成17年採択の教員養成GP『鍵的場面での「対応力」を備えた教員の養成-提携校を拠点としたテトラ型チームで取り組むプログラムの開発と実践-』)
- イ．公立学校でのスクールサポート等の学校インターンシップ活動(資料5-6-1)(別添資料5-6-1-6)

ウ．奈良教育大学附属中学校で実施しているピア・サポート活動等がある。

資料5 - 6 - 1 スクールサポート等連携協力に関する協定一覧（平成 16 年度以降）

締結年月日	締結先	協定書名
H16. 4. 1	奈良県教育委員会	連携協力に関する覚書
H16. 6.11	奈良市教育委員会	奈良市学校教育活動支援事業（スクールサポート）に関する協定書
H17. 6. 1	京都府教育委員会	学生による学習支援等に係る協定書
H17.12.28	京都市教育委員会	協定書
H18. 4. 1	大和郡山市	奈良教育大学・大和郡山市（学市連携）による教育充実に向けた協定書
H18. 4. 1	八尾市教育委員会	奈良教育大学から八尾市立小・中学校への大学生派遣を伴う連携協力に関する覚書
H18. 4. 1	茨木市教育委員会	奈良教育大学から茨木市立小・中学校への大学生派遣を伴う連携協力に関する覚書
H18. 6. 1	柏原市教育委員会	奈良教育大学と柏原市教育委員会との連携協力の実施に関する覚書
H18. 6. 1	千早赤阪村教育委員会	奈良教育大学と千早赤阪村教育委員会との連携協力の実施に関する協定書

（注）教員養成 GP 関係を除く。

【分析結果とその根拠理由】

本学教育学研究科の目的である専門領域の研究を基盤として、教育の理論と実践が統合された専門能力や、各教科教育学に関する諸科学に基づく実践を支える専門能力の育成の趣旨に沿い、教育課程を編成している。この教育課程でのカリキュラムとして、いくつかの「研究方法論」があり、院生に研究方法と理論を学ばせている。更に研究指導では、毎週の「課題研究」により、研究の意義・位置付け等を院生に周知している。各担当教員により、きめ細やかな個別的指導が行われており、教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われている。

観点5 - 6 - 2 : 研究指導に対する適切な取組（例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、TA・RA（リサーチ・アシスタント）としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。）が行われているか。

【観点到に係る状況】

(1) 複数教員による指導体制について

観点5 - 6 - 1の(4) に記したが、学位論文審査及び最終試験の実施に際して、「研究指導教員を含め3名以上をもって構成する審査委員会を設置」することとしている。また、審査に至る過程においても、可能な限り複数の教員による指導を行うようにしている。また、審査結果は3名以上の教員の合意を経て文書でもって教授会の議に伏され、さらには学長に報告されることから、複数教員による指導と合議が不可欠である（別添資料5 - 6 - 1 - 1）。

(2) 研究テーマ決定に対する適切な指導について

制度としての定めを設けてはいないが、専攻・専修によっては、テーマ発表会を設定し、研究テーマについて教員集団によって指導する場としている。また、この場では異学年院生が同席し、教員による指導を目の当たりにするとともに、院生相互が意見を交わす学びの場としても機能している（別添資料5 - 6 - 2 - 1）。

(3) TA としての活動を通じた能力の育成

採用数とその割合

TA として採用されている院生数と在籍者数に対するその割合は、

平成 16 年度 前期 40 名（在籍者 149 名の 27%） 後期 25 名（同 17%）

平成 17 年度 前期 26 名（在籍者 146 名の 18%） 後期 24 名（同 16%）

である。

TA の採用にあたっては、TA の職務だけでなく、「TA をすることで院生が獲得できる資質能力」の明示を、採用を要望する担当教員に求めている。明示を求めるのは TA を選考する全学教務委員会であり、この採用条件により TA の活動が教育的訓練の機会であることを周知している（別添資料5 - 6 - 2 - 2）。

【分析結果とその根拠理由】

教育学研究科では、もとより研究と教育の深い相関が求められ、本学のそれは相関を強く意識した教育課程を編成している。狭い専門分野の研究内容にとどまらず、この方法・成果がどのように教育に還元されるのかが備えるべき視点として院生に要求される。このため、複数教員による指導を通じて、客観的に上記相関が伝授される。また、TA の活動を通じて、受講生への個別技術指導と全体的授業の進行の調和を図る教育的機能の訓練の機会としている。以上のことから、教育と直結した適切な研究指導を敷いていると判断できる。

観点 5 - 6 - 3 : 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

【観点到る状況】

院生の入学後、教授会の議を経て、学長が研究指導教員を定める（学則第 89 条）。研究科に 2 年以上在学し、必要な単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は審査にかかる学位論文を提出することができる。この審査及び最終試験に合格した者について、教授会の議を経て、学長が修士課程の修了を認定する（学則第 90 条）システムになっている（資料 5 - 6 - 3）。

上記の学長宛提出された学位論文は、教授会にその審査が付託される。教授会は、この付託を受け、当該専攻内の関係教員の中から研究指導教員、担当教員（指導教員が兼ねる場合もある）を含め 3 名以上で審査会を設置する。この審査会が学位論文等の審査及び最終試験を実施する。「学位論文等」の記述は、学則第 90 条 3 項の「専攻の種類に応じ、研究指導教員の許可を得て、作品及び関連論文をもって代えることができる」ためである。以上は規則であるが、これを具体化する活動として観点 5 - 6 - 2 で挙げた複数教員による指導がある。

資料5 - 6 - 3 国立大学法人奈良教育大学学則（第89条、第90条）

（研究指導教員）

第89条 学長は、学生の入学後、教授会の議を経て、研究指導教員を定める。

（課程の修了）

第90条 研究科に2年以上在学し、第86条第2項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格した者については、教授会の議を経て、学長が修士課程の修了を認定する。

2 研究科に在学する者で優れた業績を上げたものに係る修士課程の修了の認定については、前項中「2年」とあるのは「1年」として同項の規定を適用する。

3 第1項に定める学位論文は、専攻の種類に応じ、研究指導教員の許可を得て、作品及び関連論文をもって代えることができる。

【分析結果とその根拠理由】

学則及び学位規程によって学位論文に関する指導体制が整備されている。この体制下、複数教員による指導と厳正な審査が有効に機能していると判断できる。

観点5 - 7 - 1： 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

【観点に係る状況】

学則第86条及び大学院履修規則第3、4条において、修了要件単位数を30単位以上と定めている。その内訳は「研究科共通科目 2単位以上、専攻共通科目 2単位以上、専修専門科目 16単位以上、自由選択科目 6単位以上課題研究4単位を含む」である（資料5 - 7 - 1 - A、5 - 7 - 1 - B）。

また、他大学において修得した単位の認定については学則第86条に、入学前の既修得単位の認定については学則第87条に、現職教員の学生の履修方法の特例については学則第88条に定めている（資料5 - 7 - 1 - A）。観点5 - 6 - 3で記述したとおり、必要単位数取得院生は学位論文審査及び最終試験を合格すれば、修了が認定される。それぞれの授業科目の成績評価基準は、教育学研究科授業計画でのシラバスごとに示されており、レポート、発表内容、出席率等である。成績の評語は、秀・優・良・可・不可で、不可以外には単位が与えられる。

資料5 - 7 - 1 - A 国立大学法人奈良教育大学学則（第86条～第88条）

（授業科目、単位及び他大学との連携）

第86条 研究科の専攻別授業科目及び単位数は、奈良教育大学大学院履修規則に定める。

2 学生は、奈良教育大学大学院履修規則に基づき30単位以上を履修しなければならない。

3 研究科において教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院とあらかじめ協議のうえ、学生が当該他の大学の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

4 前項の規定により履修した授業科目については、10単位を超えない範囲で、本学研究科において単位を修得したものとみなすことができる。

5 研究科において教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院又は研究所等とあらかじめ協議のうえ、学生が当該他の大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

（入学前の既修得単位の認定）

第87条 教育上有益と認めるときは、学生が本学研究科に入学する前に大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（大学院の科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学研究科入学後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、10単位を超えないものとする。

(現職教員の学生の履修方法の特例)

第88条 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第14条及び大学院設置審査基準要項の五教育方法等の(二)の趣旨に基づき、現職教員である学生は、履修方法の特例として、次の方法により授業及び研究指導を受けることができる。

- 一 第1年次は、在職校における勤務を離れて学業に専念し、通常の形態による授業及び研究指導を受け、第2年次は在職校に復帰し、授業及び研究指導を受けることができる。
- 二 第1年次、第2年次とも、在職校に在籍し、11、12時限(18:00~19:30)及び13、14時限(19:40~21:10)に開講される授業及び研究指導を受けることができる。
- 2 この特例は、専修領域の特性等を考慮し、その研究教育上の効果が期待されると認められた場合に適用される。
- 3 特例の適用を受けようとする学生は、入学当初に研究指導教員の承認を得て教授会に願い出て、その許可を受けなければならない。
- 4 第1項第一号の特例の許可を受けた学生は、第2年次は、週1回以上定期的に通学し、授業及び研究指導を受け、合計6単位以上を修得しなければならない。

資料5 - 7 - 1 - B 奈良教育大学大学院履修規則(第3条、第4条)

(授業科目)

第3条 授業科目は、研究科共通科目、専攻共通科目、専修専門科目(学校教育科目、教科教育科目、教科科目)及び課題研究から成る。

2 開設授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(履修単位及び履修方法等)

第4条 学生は、各専攻・専修の修学方法に応じて、授業科目からそれぞれ次の単位数以上を履修しなければならない。

- 一 研究科共通科目 2単位
- 二 専攻共通科目 2単位
- 三 専修専門科目 16単位
- 四 自由選択科目 6単位
- 五 課題研究 4単位
- 2 専修専門科目16単位については、各専攻・専修・分野により次のとおりとする。
 - 一 学校教育専攻にあっては、教科教育科目2単位を必修とし、専攻内の他専修4単位を含むことができる。
 - 二 教育実践開発専攻カリキュラム開発専修にあっては、教科教育科目2単位を必修とし、他専修4単位を含むことができる。
 - 三 教育実践開発専攻教育臨床・特別支援教育専修教育臨床分野にあっては、教科教育科目2単位を必修とし、他専修4単位を含むことができる。
 - 四 教育実践開発専攻教育臨床・特別支援教育専修特別支援教育分野にあっては、教科教育科目2単位を含み、他専修4単位を含むことができる。
 - 五 教科教育専攻にあっては、専修内の教科教育科目6単位を必修とし、専攻内の他専修4単位を含むことができる。
- 3 自由選択科目については、自己の研究の目的に応じて専攻・専修の別にかかわらず自主的に履修修得できる。

【分析結果とその根拠理由】

修了要件に必要な科目・単位等の学生への周知は、大学院学生便覧への掲載及び入学時のオリエンテーションにより行っている。成績基準を周知するための規則は策定していない。成績評価に用いる具体的指標(出席状況、課題等の提出、定期試験の成績等)の基準、および学生への周知方法は各授業担当者により異なっているが、シラバスの記載によりおおむね適切に機能していると判断できる。

観点 5 - 7 - 2 : 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

成績は学部に合わせて、秀・優・良・可・不可の5段階で行っている。平成16年度の全授業科目数1,059に対し、受講者延べ総数は25,795人であった。この成績分布は、秀13%、優47%、良26%、可7%、不可8%であり、妥当な分布と言える。修了認定は、修了要件の科目と単位数の認定基準にしたがい、教務委員会の議を経た後に教授会において審議、議決する。

【分析結果とその根拠理由】

成績分布より、個々の成績基準に従って成績評価、単位認定や修了判定が適切に実施されていると判断できる。ただし、成績基準を定めた規則と大学院履修規則の中の成績評価に関する条文を策定する必要がある。

観点 5 - 7 - 3 : 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

学位論文については、学位規則第2条、第3条、第4条、第5条に定めている（別添資料5-6-1-1）。学位論文の審査委員主査は研究指導教員があたり、審査と試験は主査を含む3名から4名の教員で実施している。学位の認定は、審査委員会から提出された学位論文の審査結果ならびに試験の成績に基づき、教務委員会の議を経た後に教授会で審議、議決する。この結果が学長に報告される。

【分析結果とその根拠理由】

現行の専攻内の教員のみによる審査体制(学位規則第3条)については、学際的な分野の学位論文が増える中、専攻を越えた審査体制について考える時期にある。

観点 5 - 7 - 4 : 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

院生からの成績評価に関する問い合わせは、教務課において随時、受け付ける体制を敷いている。

【分析結果とその根拠理由】

成績合否に対する問い合わせはあるが、これまでに成績評価基準に関する申立てはなく、妥当な成績の評価が行われていると判断できる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 教養教育科目の実施形態は、教養科目 A、B 群は 1～4 回生の間で継続的に履修可能とし、他の学部共通科目は、1・2 回生、学校教育基礎科目及び課程共通科目は 1 回生での履修を中心に構成している。特に 1 回生の教養教育においては、ディベート (debate) を導入した「学校教育基礎ゼミナール」、課題学習を取り入れ自ら学び考える力を育てる「総合教育基礎論」、情報リテラシーの獲得を目指した「情報機器の操作」等を関連させ、導入教育科目として位置づけ、大学全体として現代的課題に対応する力の育成を行っている。
- ・ 学士課程 教育学部の学校教育教員養成課程においては、卒業要件単位を充足することにより、学生所属分野ごとに複数の教員免許状の取得要件を満たすよう編成を行い、異校種の領域にまたがる幅広い教員としての資質を身に付けることを企図している。この資質の養成を教育課程に反映させることを目的として、現在は、カリキュラム・フレームワーク (curriculum・framework) による資質基準と各授業科目の相関の調査・検討を行っている。総合教育課程の専門教育科目については、1 回生入学時から専門的内容を学び、4 年間にわたって段階的に履修する編成になっており、それぞれの専門における基礎的な知識を学んだ上で、より実践的・応用的な知識をフィールドでの体験等も交えて学び、課題に対する洞察力を養成することを目指している。
- ・ 教育課程の編成に関しては、教育研究評議会のもとに「教育企画委員会」、及び教授会のもとに「教務委員会」を置き、編成の在り方、授業内容・授業方法の改善等について、方針 (教育企画委) と具体的事項 (教務委) を審議している。また、「ファカルティ・ディベロップメント (FD) 委員会」において授業改善のための組織的な取り組みを行うとともに、教育課程の改革・改善等の企画・立案を行うため、平成 18 年度には「教育課程開発室」(室長：教育担当副学長) を設置し、上述のカリキュラム・フレームワーク構築等の教育課程開発に取り組みつつある。
- ・ 各教育課程は、履修の手引き、ホームページに掲載しているほか、入学時オリエンテーションにおいては履修モデルによる指導も実施されている。全体としては、授業科目を適切に配置し、教育課程の体系性も十分確保されている。
- ・ 先導理数教育 I、先導理数教育 II、先導理数教育 III、先導理数教育 IV といった理数科キャリア教育を視野にいれた体験型プロジェクト授業 (「新世代を先導する理数科教員養成プログラム」に関する授業) も展開されており、学生の理数科教育への関心を喚起している。また、教員養成 GP プログラムにより展開されている実践として、ハイデルベルク方式の指導プログラムと指導者養成システムを融合し、日本の実情に合わせて取り入れた「子どもスポーツ指導プログラムの国際化推進」は、カリキュラム外であるが特色ある実践である (保健体育講座)。
- ・ 大学院 教育学研究科の教育課程の趣旨を実現するため、カリキュラムとして、教育学研究科所属の大学院生に共通に必要なとされる基礎的な知識と研究力量をつけるための「研究科共通科目」、教育フィールドで実践に依拠した研究を行うための「専攻共通科目」を開設している。「研究科共通科目」は、入学直後の全修士 1 回生を対象とし、教育の今日的課題を捉え、授業担当教員自らの研究課題と関連づけた内容を広い分野にわたり提供する。「専攻共通科目」として、「学校教育研究方法論」「総合学習特別研究」「子ども理解特論」「授業研究方法論」を展開中で、これらの授業は院生に研究方法に関する知識と実際を学ばせる貴重な機会となっている。

【改善を要する点】

- ・ シラバスは統一された様式に従い、事項や授業内容が把握し易く記載され、学生にも充分活用されている。ただし、「授業計画」の欄での各週単位の授業内容の具体性の点で多少不十分なものが見られ、一部、記載上の

改善が必要である。また、シラバスの公開割合が平成 16 年度 77.3%であり、この上昇にも早急に必要である。

- ・ 基礎学力不足への対応は、一部の講座・教員単位で行われているが、全学的な取り組みには至っていない。この実施のあり方を、実態調査を踏まえて、検討する必要がある。

(3) 基準 5 の自己評価の概要

< 学士課程 >

- ・ 本学は、教員養成大学として、次の中期目標の基本目標を掲げている。
「学校教育に関わる多様な資質と教育の現代的課題に応え得る教育実践力を備えた初等中等教育教員を養成するとともに、生涯学習社会における広い意味での教育者、国際化・環境・情報・芸術・文化等の教育の多様なニーズに対応する専門的職業人を育成する。」
これらを達成するため教育学部として共通に「学部共通科目」、「自由科目」、「卒業論文」を課している。そして、学校教育教員養成課程においては、「学校教育基礎科目」、「教職科目」、「教科専門科目」、「教科又は教職に関する科目」、「専修専門科目」、「特殊教育に関する科目」を、総合教育課程においては、「課程共通科目」、「コース共通科目」、「専修専門」を各年次に配当し教育課程を編成している。
- ・ 教育課程の編成上、教養教育については、専門教育につながる教養教育の観点に立って、「学部共通科目」、「学校教育基礎科目」、「課程共通科目」、「コース共通科目」を教養教育として位置づけている。は学校教育教員養成課程と総合教育課程に共通した科目であり、教養科目 A 群、B 群、外国語科目、保健体育科目、「情報機器の操作」から構成され教養そのものの形成を目的とし、は、専門性を視野に入れた教養教育、は、総合教育課程を対象とした専門基礎教育と教養教育の側面を持たせている。
- ・ 「学部共通科目」については、教育の目的に照応する相応内容の授業科目が開講されている。専門に関する科目についても、学校教育教員養成課程における「学校教育基礎科目」、総合教育課程における「課程共通科目」、「コース共通科目」において、基礎を培うべく、各課程の特性に叶った内容の科目が開講されている。その上に立って、学校教育教員養成課程における「専門科目」、総合教育課程における「専修専門科目」と、それぞれの専門性を深める科目が幅広く開講されている。
- ・ 両課程に共通して、専門教育につながる教養教育の観点から、1～4 回生にわたって教養科目の履修を認めているほか、課題に取り組む姿勢を導入教育科目によって醸成する取り組みが行われている。
- ・ 各教育課程は、履修の手引きに詳細を掲載し、ホームページ上でも解説を掲載しているほか、入学時のオリエンテーションにおいて履修モデルを提示し履修指導を行っている。
- ・ 履修科目登録の上限設定、GPA 制度の実施、授業時間外の学習機会の確保、組織的な履修指導など、学生の主体的な学習を促し、十分な学習時間を確保するような工夫がなされている。
- ・ 各授業料日の概要や授業計画、また授業方法、評価方法、参考資料等について学生に周知し、学生の授業選択を円滑に進めることを支援すると同時に、授業における学生の主体的な学習を促すために、全学的なシラバス(「学部シラバス(授業計画)及び授業時間割の検索システムの操作方法について」<http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/KYOUUMU/syllabus.htm>)を作成している。
- ・ 全教員のオフィスアワーが開設されており、学生への学習上の個別の対応について配慮がされている。
- ・ 学生の自主学習のための配慮として、自習室の設置、研究室などの開放、研究室図書の出借、自主ゼミなどの活動促進、課題に対するメールでの対話、自主学習教材の購入と貸出、実験器具・楽器・情報機器の貸出、ホームページを使った復習、空き教室での自主作品製作の促進など、各コース・専修にふさわしい多様な手段を用いている。

- ・ 学生の多様なニーズ等を学生生活実態調査、卒業生アンケート調査等で把握し、現行の教育課程編成を維持しつつ、可能なものについては、カリキュラム変更等の対応を行っている。
- ・ また、社会教育主事、学校図書館司書、学芸員、スポーツ指導員、認定心理士など教育に関連する各種資格の取得についても、一部の資格を除いて、両方の課程の学生が資格を取得できるよう門戸を広げている。
- ・ 地域との連携、学生のボランティア活動等の学校派遣事業を推進する取組みとしては、奈良県はもとより近隣の教育委員会等と協定を結び、各活動を推進している。

< 大学院課程 >

- ・ 教育課程は、「大学院学生便覧」に記されているとおり「研究科共通科目」「専攻共通科目」「専修専門科目」「自由選択科目」「課題研究」により構成されている。これらは、本課程の「広く教育関係諸科学を研究し、教育実践に関する科学的研究を深めることによって、豊かな人間性と高度の専門的教養を備え、教育の理論と実践に関する優れた能力を有する教員及び教育者を養成する」と定めた学則上の目的に合致するものである。
- ・ 本学の大学院の授業は、ほぼすべて少人数の授業であり、それぞれ学習指導の工夫の上、適切に実施されている。その実施形態等については実施する教員の裁量にゆだねられており、配布プリントを題材とした対話型授業や新しい教材による授業実践につながる授業が展開されている。
- ・ 本学教育学研究科の目的である専門領域の研究を基盤として、教育の理論と実践が統合された専門能力育成の趣旨に沿い、教育課程を編成している。この教育課程でのカリキュラムとして、いくつかの「研究方法論」があり、院生に研究方法に関する知識と実際を学ばせている。更に研究指導では、毎週の「課題研究」により、研究の意義・位置付け等を院生に周知している。各担当教員により、きめ細やかな個別的指導が行われており、教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われている。
- ・ 学則及び学位規程によって学位論文に関する指導体制が整備されている。この体制下、複数教員による指導と厳正な審査が有効に機能している。

